

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 ケイヒン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大津 育敬
(コード番号 9312 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 室 明
(TEL 03-3456-7801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業機会の拡大を図るため、現行定款第 2 条（目的）に「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業並びに販売業」を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 35 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (11) (条文省略) (新 設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (11) (現行どおり) <u>(12) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業並びに販売業</u>
(12) ~ (17) (条文省略)	(13) ~ (18) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<p>第 21 条～第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 21 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
<p>第 29 条～第 34 条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 29 条～第 34 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上